



消費生活センターからのお知らせ

新しいお部屋で新生活! 「賃貸借契約」を理解して、トラブルを防ごう!!

◆トラブルに遭わないために

契約時: 契約書の記載内容や賃貸物件の現状をよく確認する
禁止事項、修繕に関する事項、退去する際のコスト負担に関する事項のほか、「ルームクリーニング費用は全額借主負担」といった特約がないかについて確認しましょう。

入居中: 入居中のトラブルは貸主側にすぐ相談する

借主が貸主側に無断で修繕を行うと、その内容や金額について貸主側とトラブルになることがあるので、注意が必要です。

退去時: 精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める

納得できない費用を請求された場合には、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、費用負担については話し合しましょう。



出典: 独立行政法人 国民生活センター



はい! 消費生活相談です

据置型 Wi-Fi ルーター、 変えれば料金が安くなる?!



通信会社を名乗りフリーダイヤルから「据置型Wi-Fiルーターを変えると今使っているものより料金が安くなる」と乗換を勧める電話があった。今よりも1,000円程安くなるので契約をした。早速ルーターを使用したところ、通信速度が遅く、スマートフォンの検索サイトが立ち上がらないなどの支障があった。契約書には「ルーター本体代金10万円、月額4,000円」と記載されていた。契約をやめることは出来るか?!



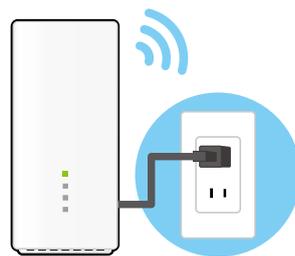
今回の相談では初期契約解除を勧めました。通信サービスの契約は電気通信事業法における「初期契約解除制度」の対象です。契約書を受け取ってから8日以内であれば、契約解除などの書面を出すことで、契約解除が可能です。ただしWi-Fi端末の契約までは解除されません(※Wi-Fi端末については初期契約解除制度対象外)「電波状況が不十分であること」や「料金などの契約前の説明や書面交付に問題があった」ことが認められた場合には、「経過措置」という特例で通信サービス、Wi-Fiルーター本体ともに解除可能な場合があります。

契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、すぐに契約先事業者へ申し出ましょう。



めぐるニャンからの アドバイス

機器をコンセントに挿すだけでインターネットが利用できる、いわゆる「据置型Wi-Fiルーター」は工事不要で設置できるため、手軽にネット環境を整えたい場合の選択肢になっています。



事業者がうたう通信速度はベストエフォート形式(最大通信速度で、実際は回線の混雑状況や消費者の通信環境により通信速度が変化するため、必ずしも通信速度が早くならないことがあります。

契約をする前に、自宅のインターネット環境の有無、月々発生する料金や解約時に発生する料金、自身のデータ使用料の現状を確認しておきましょう。

契約内容で不安を感じたり、解約について困ったときは、すぐに消費生活センター(03-3711-1140)に相談してください。

シグナル130号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

目黒区消費生活センター (目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36
目黒区民センター内
TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297

☒ (X旧 Twitter)、LINEを配信しています

契約トラブルや悪質商法の事例、子どもを事故から守るための情報などを配信しています。



ご登録はこちらから→

発行

目黒区 消費生活 🔍 検索

